

会 議 録

平成 31 年 4 月 26 日調製

審議会等名	平成 30 年度 第 2 回三条市文化財保護審議会		
公開の別	全部公開		
開催日時	平成 31 年 3 月 26 日（火）午前 10 時から 11 時 30 分まで		
開催場所	三条市中央公民館 講義室	傍聴者	なし
		報道機関	なし
出席者	審議会委員 荒木会長、渡辺副会長、石澤委員、岩田委員、岡村委員、熊倉委員、佐藤委員、関委員、高橋委員、長谷川委員、平山委員、松岡委員、六原委員		
	事務局 恋塚生涯学習課長、笹倉課長補佐、田村係長、勝山主任		
欠席者	なし		
議題	(1) 三条市指定有形文化財本成寺多宝塔の修理について (2) 鍛冶ほか工場歴史的建造物調査報告について (3) 三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）について ア 三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）登録台帳の登録抹消について イ 平成 30 年度芝地鶏（日本鶏）等級審査について (4) 『三条市文化遺産リスト』について (5) 文化財保護法の改正について		
会議内容			
	(1) 三条市指定有形文化財本成寺多宝塔の修理について		
荒木会長	事務局より説明願いたい。		
事務局	三条市指定有形文化財本成寺多宝塔の修理届が所有者から提出された。修理を必要とする理由としては、文化財として将来にわたり長く維持、継承していくために行うものとなっている。修理の内容及び方法は、建築一式工事により建造物の腐朽箇所等の修復を行う。修理予定期間は、2019 年 3 月から 2020 年 3 月までとなっている。 修理の詳細は、修理設計の御指導をいただいた平山委員から御説明をお願いしたい。		
平山委員	工事に先立って足場を組み、屋根の三層目の一番上の相輪まで含めて実際手で触って調査できるようにし、復旧箇所を確認し平面図、立面図、断面図を作成し修復工事の設計を行っている。また、建物本体だけではなく、外構などを含めて補修することになっている。 設計・施工管理は熊倉建築設計事務所が行う。木造の文化財を修復工事		

	<p>をする時は、木材が腐って使えない部分は交換するが、既存の当初の部材の形に合わせて修補にする。そして、その修理年をその箇所には焼印で「平成 31 年度修補」として残し、後世に修理したことが分かるようにする。基本は現状を維持することになっており、歪みなどがある箇所を修復するので、大幅な変更はない。この多宝塔は、創建後に大幅な改修や改変がないので、現状を維持し、材として腐っているなどの箇所を修復することになる。</p> <p>設計書の中に腐朽度合いの低い当初材は残し塔内に保管とあるのは、当初材で使えないものを小屋裏になるべく残すということである。実際に見に行き、塔南面に昭和 5 年の工事記録札を発見した。このように修理したことがわかるように、今回の修復工事の札も先の札の脇に設置することになっている。この修復工事は全部解体ではないので、骨組みは解体せずに外回りだけを修復するというもので、屋根を中心として基礎の部分も修復するものである。</p>
荒木会長	文化財指定される前の多宝塔の詳細調査の際に小屋裏を覗き、あまりにもほこりなどが多くあったが、そういうところも清掃などがされるのか。
平山委員	一層目に須弥壇があるとお話したが、当初からこのような形であったのではなく、ある時期に改造し拡張を行っている。今回の修理は、現況のまままで改修していく。掃除などもされることになると思う。
荒木会長	多宝塔の南側に鐘楼があるが、建築年代はそれと同じ頃のものと考えていいか。
平山委員	鐘楼も改修されているが、同時代のものと考えられる。建築年代は、本成寺で火災があったがその痕跡はなく、明治時代初期の本堂の火災は、ここまで火の手はこなかったようで、江戸時代中期から後期のものと考えられるが、多宝塔の方がやや時代が下るものと思われる。時代の特徴がみられる組物の彫刻絵様を比較検討すると 1,700 年代の半ば過ぎ頃になる。
荒木会長	設計の図面は非常に詳しく大変参考になる。多宝塔は扇垂木であり、鐘楼は平行垂木となっている。また、多宝塔の亀腹が傷んでいたようだが、どのような修復がされるのか。
平山委員	<p>亀腹部分は昭和の初期くらいに改修をしていると思われる。コンクリートを使用していて、屋根を昭和 5 年くらいに改修しているので、その時に一体的に今回と同じようなかなり大規模な改修工事がなされたのではないか。それから 90 年程度経っている。木造建築は 80 年程度で根本的な修理をやることになる。</p> <p>二層目は人が入ろうと思えば入れるが、何も使っていない空間であるので、建築的な重要度は低くなるが、宗教的な建物としては、やはり象徴性ということで、非常に大切なものではないかと思われる。特に、法華宗では、多宝塔から法華経が出てくるということで、根本塔として非常に大切にしているということである。多宝塔は、本来丸い塔という意味であるが、</p>

	丸くない多宝塔であるので、扇垂木としているのではないか。
荒木会長	ほかに質問、意見はないか。
	(質疑、意見なし)
	(2) 鍛冶ほか工場歴史的建造物調査報告について
荒木会長	説明についてどうするか。
事務局	調査を担当していただいた平山委員から説明をお願いしたい。
平山委員	<p>平成 29 年度に工場の調査を 3 棟実施した。三条市内にある地場産業の工場は、その産業のあり方や変遷などを示す非常に特徴的な建物である。しかし、生産形態の変化などで古くからの工場が少なくなっているため、その所在を確認し、基礎資料を整備するために悉皆調査を行っている。その後非常に良い物件を抽出し詳細調査を行っていくものである。</p> <p>三条市内で工場は普段から見慣れているので、どこでもあるのではないかと思うかもしれないが、調査をしてみるとここにしかなく、記録保存を進めていかなければならないと思う。</p> <p>水野製作所は、初代が仲之町で昭和 12 年に創業したもので、現在の工場は、昭和 59 年に藤平工業団地に移転したもので、一昔前の工場の形態である。生産品は鉞や斧であり、基本的には機械化がされているが、一品ずつ手作業で生産している。このように製作しているのは、国内に数箇所程度ではないかと思う。</p> <p>梅心子は彫刻刀を製作していて、創業は宝暦年間で 250 年以上続いている。工場は島田にあり、昭和 6 年建築の非常に古い建物を使い続けている。採光方法や屋根の形式などにも特色がみられる。天窓があり、昭和 6 年建築で、電気の供給がよくないので、高い天窓から採光していた。鍛冶作業場部分はやや薄暗く、鉄を熱した時の色合いを見ることが重要なので、直射日光が入らないようになっていることが、古い工場の特徴である。</p> <p>永桶鑿製作所は西裏館にあり、昭和 40 年の建築である。ここも内部が少し薄暗くなっている。</p>
荒木会長	報告があったような工場は、一昔前は町のいたるところにあったが、年々少なくなっている。報告書に各工場の職人さんの手の平の写真が掲載されているがどのような意図があるのか。
平山委員	手作業で製作されているので、どのような手から製品が作られているのかを撮影しておく必要があると思った。私の手より 2 倍程度の厚さがあり、この手から素晴らしい製品が出来ていると実感し、たくましいものづくりを感じさせる手である。
六原委員	20 年程度前に、三条鍛冶集団の人達から指導を受けたことがある。切出しナイフを作るため、村山製作所に行き、三条製作所の岩崎さんから鞆で鉄を赤めて焼を入れるなどの詳しい鍛冶の話聞いた。手の話を聞いて、その時の岩崎さんのものすごい手を思い出し、鍛冶職人さんの手は共通して

	いると感じた。
荒木会長	ほかに質問、意見はないか。
	(質疑、意見なし)
	(3) 三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）について ア 三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）登録台帳の登録抹消について
荒木会長	事務局より説明願いたい。
事務局	三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）登録台帳に登録のある芝地鶏のうち12羽が死亡したことで、その所有者から滅失届の提出があったので、台帳から抹消させていただきたい。
荒木会長	質問、意見はあるか。
	(質疑、意見なし)
荒木会長	滅失届があった芝地鶏12羽について、登録台帳から抹消することによっていか。
	(異議なし)
	イ 平成30年度芝地鶏（日本鶏）等級審査について
荒木会長	説明についてどうするか。
事務局	等級審査を担当していただいた岡村委員から説明をお願いしたい。
岡村委員	平成30年8月4日に、三条市日本鶏保存会が三条市と共催で芝地鶏（日本鶏）等級審査会を開催した。昨年は天候の影響で、鶏の育ちが悪い年であったが、比較的優秀で芝地鶏の特性が出ていた3点の出品があった。1点目は雄で、審査の12項目中、10項目がaの評価であった。2番目は雌で、10項目がaであった。3番目の芝地鶏は、一昨年に芝地鶏を飼ってみたいということで新会員になった方が飼われた鶏である。1年かけて育てられ、なかなか良い芝地鶏になり、10項目がaの評価であった。 昨日県庁で、天然記念物の蜀鶏の保護について協議を行ったが、新潟県内でも飼育されている方はいられるがその数は少なく、まとまって何かをやろうというとなかなかできないということである。芝地鶏も同じような状況で、所在地を三条市内と限定すると飼育者もごくわずかで、今後1人でも多くの方から飼っていただけるようにしていきたいと考えている。
荒木会長	2番目の芝地鶏は雌で羽色が白色であるが、雌ということで白色なのか。
岡村委員	この芝地鶏は雌なので色が薄いことはあるが、光の加減で写真写りがこのような色となっている。実際はもっと茶色である。芝地鶏には2種類の羽色があり白色の品種もいて、それは全身が白くなっている。
荒木会長	等級審査は12項目も審査されるので、厳密なものと思われる。出品されない鶏も多いのか。
岡村委員	等級審査会は、飼育されている芝地鶏の中でも、その特徴を非常に良く残す個体を保存するために行っているもので、特にいい鶏が出品される。出

	品された中でも、頭から尻尾まで審査すると、1、2点部分的に評価が低いところがある。また、雛のうちの小さな時に死亡することは少ないが、鶏が1番弱いのが湿気なので、親になる少し前の段階の梅雨時期を過ぎた頃になると、雨や地面からの湿気が多くなり、病気が出て死亡する鶏が多くなる。
荒木会長	昨年の夏は特に暑かったが、そのような天候も芝地鶏の成育に影響するか。
岡村委員	春先に寒い日が続いたり、暑い日が続いたりし、極端な気候や天候不順が影響したため、ふ化率が悪かったようだ。
渡辺副会長	芝地鶏や蜀鶏などの天然記念物を個人で飼育し、保存していくのは大変だと思う。また、将来的に極めて厳しい結果になってしまうのではないかとも思うが、岡村委員は、芝地鶏を保存していくためにはどのような体制が必要と考えてられるか。
岡村委員	個人として飼育するには、多くを飼育することができないなどの限界がある。三条市内の公園などでいいので、常に見学できる場所が1か所欲しい。餌やりは誰でもできるので、そこで芝地鶏を飼ってもらえれば、保存につながっていくと思うがなかなか実現しない。
荒木会長	質問、意見はないか。
	(質疑、意見なし)
荒木会長	等級審査で優良評価となった3羽について、登録台帳に登録することでよいか。
	(異議なし)
	(4) 『三条市文化遺産リスト』について
荒木会長	事務局より説明願いたい。
事務局	市内に所在する文化財の適切な保護を図る基礎資料として作成している『三条市文化遺産リスト』に、関委員、佐藤委員から新たな追加候補物件が挙げられた。これについては、関委員、佐藤委員から説明をお願いしたい。
関委員	無形民俗文化財の分野となるが、下田地区で古くからあり、今存続している「下田の盆踊り」がある。甚句らしいが、各地区で微妙に足の運びや手の動きが違ったようで、かつてその踊りを揃った踊りにしたいというような動きもあったということである。これらを知っている伝承者は高齢化し、後継者が少ない状況である。下田郷土史研究会主催の古文書講座で参加者にお聞きしたら、まだよくわかる人がいられ、今なら収録や撮影などができるのではないかということであった。荻堀在住の方、吉ヶ平出身の方などがいられる。下田地区では、駒込、曲谷など5地域程度に伝わっているそうなので、今なら記録として保存できるので、収録などを検討していただきたい。

荒木会長	今後、具体的にはどのような調査が必要と考えているのか。
関委員	下田地区の谷ごとの地域で微妙に違っているのので、それらをビデオで記録する。
事務局	下田地区の各地域に残っている盆踊りを記録化してはどうかということであるが、詳しい方のお話を聞くなどし検討したい。
高橋委員	今も各集落で盆踊りが行われているのであれば、それを撮影すれば良い。しかし、すでに行事として途絶えているのであれば、盆踊りは歌い手と太鼓、笛などがあると思われるので、調査して伝承している方々に集まっていただき、踊り手も1～2人程度など踊れる方にも集まってもらって撮影することで記録保存できる。また、聞き取り調査も行った方がいいと思われる。そのような機会があれば、ぜひ見学したい。歌と踊りがしっかりと残されている状況を記録化してあれば、後で若い方たちがそれを見て面白そうだから踊ってみようということで下田の盆踊りを将来的に復活することも可能となる。
関委員	現在は後継者の関係で、各地域の盆踊りは8月のお盆前後にやられていないようである。楽器は、各地域に持っている人がいるようである。
平山委員	練習などはやっていないのか。
関委員	高齢者が多いので練習はやっていないようだ。伝承されている歌詞は、甚句なのでテンポが速く、幾様にもあり各地域で違っているのので、それらを書きとめておく必要もある。
松岡委員	過去に撮影した映像があるかもしれないので、地域の人たちに呼び掛けるのも良いかもしれない。
荒木会長	ほかに質問、意見はないか。
	(質疑、意見なし)
荒木会長	続いて、佐藤委員から説明願いたい。
佐藤委員	<p>個人所蔵の諸橋轍次博士書の軸「山居」は、自詠詩を書いたものである。諸橋博士が静修義塾で学んだ頃の同窓生の家を訪問し、「往時を懐かしむ」気分が強く滲み出ている作品である。本軸は諸橋博士が右目を失明された時期のものと考えられ、諸橋博士を研究する上で資料的にも貴重な軸である。揮毫された時期は、昭和22年の4～6月頃で、諸橋博士が64歳頃と推定している。</p> <p>諸橋博士の遺墨を見ると、諸橋博士は揮毫を依頼された時に相手を見て、自詠詩を書くか古典に題材を取るか考えられたように推測される。三条市内で諸橋博士の自詠詩揮毫作品を実見できたのは、10点程度しかない。この紙本掛軸「山居」は、交友関係、詩が作られた状況、添削された状況、書かれた時の状況などが明確に確認出来るものとして大変貴重であると考えられる。</p>
荒木会長	数ある諸橋博士の軸の中からこれを文化遺産リストの候補物件としたの

	はどのような意図であるか。
佐藤委員	諸橋博士は、昭和 20 年代は大漢和辞典編纂が一段落したようなことが日記などから散見される。諸橋博士の御子息から非常に地元を重要視されていたことをお聞きし、一番懐かしがられていたのが静修義塾時代であるということからリストに挙げさせていただいた。
荒木会長	ほかに質問、意見はないか。
	(質疑、意見なし)
	(5) 文化財保護法の改正について
荒木会長	事務局より説明願いたい。
事務局	<p>文化財保護法が改正され、4月1日から施行となる。法の改正の趣旨は、過疎化・少子高齢化で、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいく必要があり、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るためのものである。改正の内容に、地域における文化財の総合的な保存・活用がある。都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱を策定することができることになる。市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画として、文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できることとなる。また、地方における文化財保護行政に係る制度の見直しとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当することができるようになる。</p> <p>三条市文化財保護条例の一部改正については、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の権限に属する文化財の保護に関する事務について、市長の権限において管理し、及び執行することができるようになるため、現在教育委員会が市長部局の職員に補助執行させている当該事務の職務権限を市長に移すことなどから、文化財保護条例について改正を行うものである。</p> <p>三条市文化財保護条例施行規則の制定については、教育委員会の権限に属する文化財保護に関する事務の職務権限が市長に移ることから、三条市文化財保護条例の施行に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定するものである。また、三条市文化財保護審議会運営規則の制定についても同様で、文化財保護に関する事務の職務権限が市長に移ることから、本規則を制定するものである。なお、今まで三条市教育委員会が制定した三条市文化財保護条例施行規則、三条市文化財保護審議会運営規則は廃止となる。</p>
荒木会長	文化財保護法の改正などにより、三条市の文化財関係の条例、規則等が改正されるが、一番大きな変更点は教育委員会から市長に文化財の事務の

	権限が移るとのことだと思ふ。
石澤委員	文化財保護法がこのように改正されるのはどのような背景があるのか。
事務局	過疎化、少子高齢化が進み、文化財の所有者等がそれらを保護していくことが非常に難しくなっている。それを地域が一体となって保存継承していく仕組みを作っていかなければいけないということで、法改正が行われた。また、県では大綱を策定し、市町村では文化財保存活用地域計画を作成し、文化財を将来にわたって保存、活用を進め継承していく仕組みを法律で定められた。
平山委員	新潟県は大綱をもう作っているのか。
事務局	この法改正は4月1日から施行となるので、それ以降各都道府県で進めることになる。新潟県では平成31年度に大綱の策定に入ると聞いている。
平山委員	三条市では、文化財保護活用地域計画は誰がいつ頃から作成し、どれくらいの期間を要するのか。
事務局	市町村の文化財保護活用地域計画は、都道府県の大綱を勘案して作成されることになる。新潟県が策定した大綱を見た上で、三条市が文化財保護活用地域計画の作成をどのように進めていくか検討に入ることになると思う。国がモデルとして示している作成期間は、おおよそ3年程度である。
平山委員	文化財保護審議会はどのように関係するのか。
事務局	今回の法改正の中で、文化財保護審議会が非常に重要視されており、文化財保護活用地域計画も市町村の文化財保護審議会の意見を聴取してから作成するように定められている。
平山委員	県の大綱は、途中経過も含めて情報を提供していただきたい。また、三条市でも特色ある文化財保護活用地域計画を作成していただきたい。
高橋委員	資料の総合的な保存活用に強調の下線が引かれているが、活用の方が重視され、文化財の大切な調査・研究が疎かになっていくことが多いような気がする。基本的な調査・研究も重要と考えていただきたい。
荒木会長	事務局はこの点も考慮していただきたい。
荒木会長	何か質問、意見はあるか。
	(質疑、意見なし)
荒木会長	これで閉会とする。

以上